

主な若者支援施策について

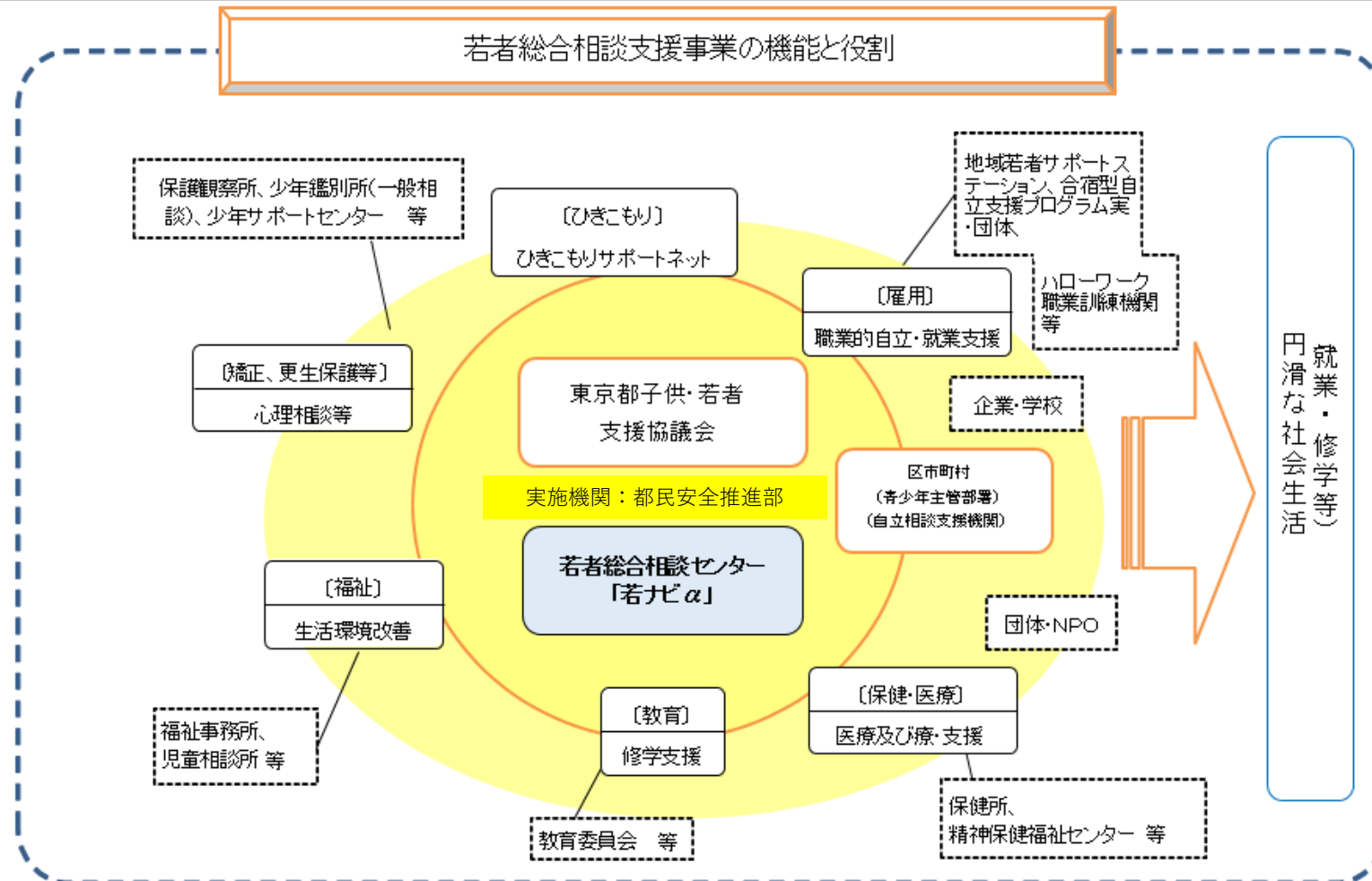
生活文化スポーツ局 都民安全推進部 若年支援課

東京都子供・若者支援協議会/東京都若者総合相談センター(若ナビα)について

子ども・若者育成支援推進法

第13条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、**関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点**（第20条第3項において「**子ども・若者総合相談センター**」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

第19条 地方公共団体は、**関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図る**ため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される**子ども・若者支援地域協議会**（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。



代表者会議

	分野	構成機関
1	教育	東京都教育庁指導部長
2		東京都教育庁地域教育支援部長
3		東京都教育相談センター所長
4	保健・医療・福祉	東京都保健医療局保健政策部長
5		東京都福祉局生活福祉部長
6		東京都福祉局子供・子育て支援部長
7		東京都福祉局障害者施策推進部長
8		東京都児童相談センター次長
9		東京都立萩山実務学校長
10		東京都立中部総合精神保健福祉センター長
11		東京都保健所長会
12		特別区保健所
13		東京都発達障害者支援センター
14		東京都民生児童委員連合会が推薦する者
15	矯正・更生保護等	東京保護観察所
16		東京少年鑑別所
17		多摩少年院
18		警視庁生活安全部少年育成課
19		東京都保護司会連合会会長
20	雇用	東京都産業労働局雇用就業部長
21		厚生労働省東京労働局職業安定部長
22		公益財団法人東京しごと財団事務局長
23	民間支援団体等	特定非営利活動法人青少年自立援助センターが推薦する者
24		特定非営利活動法人日本子どもソーシャルワーク協会が推薦する者
25		特定非営利活動法人東京都就労支援事業者機構が推薦する者
26	区・市	特別区長会
27		東京都市長会
28	子供・若者支援事業 受託団体	東京都若者総合相談センター統括責任者
29	子供	東京都子供政策連携室企画調整部長
30	青少年	東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援担当部長

連絡調整部会

	分野	構成機関	職 名
1	教育	東京都教育相談センター	次長
2	保健・医療・福祉	東京都児童相談センター・児童相談所	東京都品川児童相談所長
3		東京都立誠明学園	自立支援課長
4		東京都女性相談センター	所長
5		東京都発達障害者支援センター	センター長
6		東京都保健所	保健対策課長（代表）
7		特別区保健所	保健予防課長（代表）
8		東京都立（総合）精神保健福祉センター	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 広報援助課長
9		TOKYOチャレンジネット	所長
10	矯正・更生保護等	東京保護観察所	首席保護観察官
11		東京都保護司会連合会	事務局長
12		警視庁少年センター	新宿少年センター 主査
13	雇用	厚生労働省東京労働局職業安定部	職業安定課長
14		東京しごとセンター	公益財団法人東京しごと財団 正規雇用対策担当課長
15	子供	東京都子供政策連携室	企画調整課長
16	その他・関係機関	東京都消費生活総合センター	相談課長
17		公益社団法人 被害者支援都民センター	相談支援室長代理
18		東京都人権プラザ	公益財団法人 東京都人権啓発センター 総務課長
19		日本司法支援センター東京地方事務所	事業部長兼総務部長代行
20		認定特定非営利活動法人育て上げネット	執行役員
21		認定特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク	若者支援事業統括責任者
22		ひきこもりサポートネット	統括責任者
23		若者総合相談センター	事業責任者
24	事務局	東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部	若年支援課長

【代表者会議】

子ども・若者育成支援推進法19条に基づき設置・運営する**連絡調整会議**（H26.3設置）

【目 的】 社会生活を営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施

【所 掌】 ・ **構成機関相互の情報交換・連絡調整**

・ **構成機関相互の連携・協力**

・ 子供・若者支援の調査研究、人材育成、広報啓発

・ 区市町村の支援・協力

【構 成】 庁内関係部署、**矯正・更生保護機関、支援団体、区長会・市長会等**

＊事務局（法21条1項の調整機関）は都民安全推進部

【連絡調整部会】

本協議会の設置要綱に基づき設置・運営する**実務者会議**（H29.11設置）

【目 的】 社会的自立に困難を有する若者の自立等に係る関係機関相互の**情報共有及び連携強化等**

【検討事項】 ・ **関係機関相互の情報共有、連携強化、ネットワーク化**

・ **事例検討** など

【構 成】 庁内関係部署、矯正・更生保護機関、支援団体等

＊事務局は都民安全推進部若年支援課

【協議会】 **年1回**程度開催

【部 会】 **年2回**程度開催

子供・若者自立等支援体制整備事業

1 概要

区市町村における子供・若者に対する支援体制の整備及び、支援活動の推進を図ることを目的とした補助事業

2 補助対象事業

実施主体： 区市町村

- (1) 地域の実情に応じて、子供・若者やその家族等からの
相談を継続的に受け付ける体制を
新規に又は**既存事業を拡充**して整備する事業
- (2) 子供・若者を**自立に繋げ支えるための支援事業**を
新規に又は**既存事業を拡充**して整備する事業

※(2)の支援事業例

- ① 居場所事業
- ② 社会体験活動事業
- ③ 子供・若者の家族等に対する支援事業
- ④ 地域の支援者及び住民に対する普及啓発事業
- ⑤ 相談対応職員等の育成事業
- ⑥ 庁内外の機関との連携に関する事業
- ⑦ 実態把握調査事業
- ⑧ その他、子供・若者自立等支援に資するものとして知事が認める事業

3 補助対象経費・具体例

補助基準額 1自治体当たり **600万円**

- (1) 相談体制整備事業 **600万円**
- (2) 支援事業 **400万円**

× **補助率
2分の1**

例1) 相談体制整備事業を行う場合



＜実施計画＞
子供・若者総合相談センターを開設し、
運営は事業者への委託にて実施する。
(800万円)

基準額 補助率

上限 **600万** / 2 **300万円交付**

例2) 相談体制整備事業と支援事業を行う場合



＜実施計画＞
相談体制整備事業 (**500万円分**) と
地域者向けの講演会 (**70万円分**) を
実施する。

基準額 補助率

570万 / 2 **285万円交付**